

令和 7 年度

第 1 回水戸市文化財保護審議会

日 時 令和 7 年 8 月 5 日（火曜日）

午前10時00分から

場 所 本庁舎 6 階 601会議室

議 題

1 審議事項

- (1) 令和 7 年度市指定文化財指定候補物件について
- (2) 令和 7 年度市地域文化財認定候補物件について
- (3) 水戸市文化財保存活用地域計画について

2 報告事項

- (1) 令和 7 年度文化財関連主要事務事業について

3 その他

水戸市文化財保護審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	団体名・役職名等	任 期
会 長	大津 忠男	鹿島神宮文化研究所所長	令和6年2月5日から 令和8年2月4日まで
副会長	永井 博	茨城地方史研究会副会長	
委 員	黒澤 彰哉	水戸市史跡等整備検討専門委員	
	栗原 邦俊	六地藏寺住職	
	田所 清敬	八幡宮宮司	
	田中 裕	茨城大学人文社会科学部教授	
	藤本 陽子	水戸市立博物館協議会委員	
	安 昌美	茨城生物の会理事	
	安田 一男	元文化財建造物保存技術協会技術参与	
	由波 俊幸	茨城県立歴史館学芸課長	

事務局出席者名簿

氏 名	所属・役職名	
小川 邦明	教育部参事兼歴史文化財課長	
川口 武彦	教 育 部 歴 史 文 化 財 課	世界遺産推進室長兼世界遺産係長
関口 慶久		副参事兼課長補佐兼内原郷土史義勇軍資料館長
矢ノ倉鉄也		副参事兼埋蔵文化財センター所長
鈴木 雅人		博物館長兼大塚農民館長
杉岡有里乃		文化財係長
藤井 達也		文化財係主幹
小澤 翔平		文化財係主事
溝江 愛子		文化財係会計年度任用職員

審議事項(1) 令和7年度市指定文化財指定候補物件について（非公開）

審議事項(2) 令和7年度市地域文化財認定候補物件について（非公開）

審議事項(3) 水戸市文化財保存活用地域計画（案）について（非公開）

報告事項(1) 令和7年度文化財関連主要事務事業について

事務事業名	内 容
1 文化財関連行事の実施	(1) 水戸郷土かるためぐり 期 日 7月31日(木), 8月7日(木) コース 吉田神社, 備前堀, 善重寺等 対 象 小学生及び保護者, 各回40人 (2) 史跡めぐり 期 日 10月2日(木), 10月16日(木) コース 内原・友部(内原訓練所, 鯉淵学園, 筑波海軍航空隊記念館等) 対 象 一般, 各回40人 ※今年度は内原郷土史義勇軍資料館企画展開連イベントとして実施 (3) 文化財防火デー 期 日 令和8年1月27日(火) 場 所 水戸城二の丸角櫓, 茨城大学附属小学校 内 容 講習会, 防災訓練
2 水戸市文化財保存活用地域計画の作成	地域総がかりによる文化財の保存・活用を推進するため, 法定計画である水戸市文化財保存活用地域計画を作成する(国認定目標時期: 令和7年12月)。
3 水戸市歴史的風致維持向上計画(第2期)の推進	平成31年3月26日に国の認定を受けた「水戸市歴史的風致維持向上計画(第2期)」に基づき, 水戸ならではの歴史的景観を保全・形成するとともに, 風格ある歴史まちづくりを推進していく。
4 水戸城歴史的建造物の活用	弘道館・水戸城跡周辺地区について, 水戸の顔にふさわしい歴史まちづくりとして, 復元した水戸城大手門・二の丸角櫓の周辺環境を整備するとともに, その活用方法を模索する。(令和7年度) ・水戸城周辺法面整備に向けた測量, 地質調査, 予備設計 ・水戸城ガイドブック制作業務(プロポーザル形式による制作者選出, ふるさと納税型クラウドファンディングによる資金調達, 印刷製本) ・水戸城に関する出前講座, 講演会等の開催(随時) ・大手門内部の特別公開(不定期)

事務事業名	内 容
5 水戸市地域文化財制度の活用	地域にある文化財の調査・研究を行うことにより、新たな歴史的価値を見出し、地域の宝としての魅力向上を図る。 (令和7年度) ・地域文化財候補物件の調査及び認定 ・認定された地域文化財の説明板設置
6 台渡里官衙遺跡群整備事業の推進	歴史公園の開設に向け、観音堂山地区内の調査・研究を行うとともに、保存活用計画の策定作業を推進する。 (令和7年度) ・国指定地の公有化 ・保存活用計画策定(～令和9年度) ・内容確認調査報告書刊行に向けた整理作業(～令和8年度)
7 吉田古墳整備事業の推進	新たな交流を創出する観光資源としての活用が図られるよう、史跡整備に向けた取組を進める。 (令和7年度) ・用地交渉
8 市指定天然記念物ヒカリモの検証・活用事業の推進	市内備前町地内に生息するヒカリモについて、市指定文化財としての保護・保存に向けた取組を推進するとともに、観光資源としての活用方策を検討する。 (令和7年度) ・生息地の環境調査 ・屋外観察地整備に向けた屋外培養試験
9 民俗芸能伝承団体への支援	無形民俗文化財等の伝承保存及び後継者育成を図るため、市内の民俗芸能伝承団体の活動に対する支援を実施する。 (令和7年度) ・民俗芸能団体5団体に対する支援
10 文化遺産説明板の設置	水戸を訪れる人が水戸の歴史を理解し、親しみを持つことができるよう、文化遺産説明板の設置等を推進する。 (令和7年度) ・指定文化財の説明板の設置及び修繕
11 教育遺産の世界遺産登録に向けた取組の推進	近世日本の重要な教育遺産であり、日本遺産に認定された弘道館と偕楽園の世界遺産登録に向け、関係自治体との協議会を通じた広域連携の活動を推進するとともに、市民との協働による取組を進め、登録に向けた機運と郷土愛の醸成に努める。

事務事業名	内 容
12 日本遺産周知事業の推進	日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」の魅力を国内外に向けて発信し，構成文化財である弘道館，偕楽園，旧水戸彰考館，日新塾，大日本史の国際的な知名度を高める。また，観光や教育の振興を進めることで，郷土愛の醸成と，地域のブランド力の向上を図る。 (令和7年度) ・「第3回日本国際芸術祭／大阪・関西万博展」への参加 期 日 7月2日(水)～7月6日(日) 場 所 大阪・関西万博会場内 EXPOメッセ「WASSE」 内 容 PRブースの出展，セミナーの開催 ・「ツーリズム EXPO2025」への参加 期 日 9月25日(木)～9月28日(日) 場 所 AICHI SKY EXPO(愛知県国際展示場) 内 容 PRブースの出展 ・「日本遺産フェスティバルin倉敷」への参加 期 日 10月25日(土)，10月26日(日) 場 所 岡山県倉敷市 内 容 PR ブースの出展
13 市内遺跡発掘調査事業の推進	地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産である埋蔵文化財について，市民の理解と協力を得ながら，文化財保護法に基づき，適切な保護・保存を図るため，試掘・確認調査及び本発掘調査を実施する。
14 埋蔵文化財公開活用事業の推進	(1) 土器・塩づくり体験教室(ダイダラボウの大昔たいけん隊) 7月5日(土) (2) 勾玉づくり教室(勾玉をつくろう) 第1回 6月21日(土)，第2回 7月12日(土)， 第3回 8月2日(土)，第4回 8月30日(土)， 第5回 11月9日(日) (3) かやぶき体験教室 9月20日(土) (4) 令和7年度企画展 「かめとこしきとおきかまど」 9月27日(土)～12月28日(日) (5) 縄文服装体験教室(縄文ファッションショー) 作品展示 11月9日(日)～12月28日(日)

事務事業名	内 容
15 博物館の企画展・特別展の開催	(1) 企画展 戦後80年事業 「いま,戦争を語るということー水戸市立博物館所蔵品と河川龍夫《関係ー植物・HIROSHIMAのタンポポ》を通してー」 会 期 7月19日(土)～8月24日(日) (2) 特別展 「洋服と和服の100年」 会 期 10月25日(土)～11月30日(日) (3) 特別展 「子どもミュージアム」※詳細は調整中 会 期 令和8年1月31日(土)～3月8日(日)
16 内原郷土史義勇軍資料館の企画展の開催	戦後80年企画展 ゆみさしかんじ「弓指寛治 ならずもの 不成者：現代アートが描く義勇軍」 会 期 8月1日(金)～10月26日(日)

○水戸市文化財保護審議会条例

平成 4 年 9 月 22 日

水戸市条例第50号

水戸市文化財保護審議会条例（昭和51年水戸市条例第29号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 文化財の保存及び活用について調査，審議するため，水戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は，水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項を調査，審議する。

- (1) 文化財の保存に関すること。
- (2) 文化財の活用に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 審議会は，文化財の保存及び活用に関し必要な事項について教育委員会に建議することができる。

（組織）

第 3 条 審議会は，関係機関の役職員及び学識経験者のうちから，教育委員会が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は，2 年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は，審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

- 2 審議会は，委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は，教育委員会において行う。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

この条例は，平成4年10月1日から施行する。

○「水戸市指定文化財」指定答申基準

水戸市文化財保護条例（昭和 51 年 10 月 1 日水戸市条例第 28 号）に基づく文化財の指定は次の基準により行う。

第 1 水戸市指定有形文化財

次に掲げる有形文化財のうち、本市又は本市を含む地域（以下「地域」。）を理解する資料として公開及び学術研究等に活用が可能なもので、次の各号のいずれかに該当するもの

1 建造物

- (1) 各時代又は類型の典型となるもので、創建又は再建当時の原型をよく残すもの
- (2) 意匠的又は技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派又は地域的特色の顕著なもの
- (6) 建造物及びこれらのものと一体をなしてその価値の形成している土地その他の物件で上記の(1)から(5)のいずれかに該当するもの

2 絵画・彫刻・工芸品

- (1) 各時代の遺品のうち制作が特に優秀なもの
- (2) 文化史上又は美術史場特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、技法等の点で顕著な特色を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派等を代表する顕著なもの
- (5) 地域に関連のある作家の代表作と認められるもので、学術上意義のある資料となるもの
- (6) 渡来品で特に意義のあるもの

3 書籍・典籍

- (1) 書籍類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、文化史上又は書道史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で、文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち写本類（版本を含む）は、文化史上又は印刷史上貴重なもの
- (4) 書籍類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で特に意義のあるもの

4 古文書

- (1) 古文書類は、歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類（絵画、系図類を含む）は、その原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術的価値の高いもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の

高いもの

- (5) 渡来品で特に意義のあるもの

5 考古資料

- (1) 政治、経済、社会、文化、科学技術等、歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち特に学術的価値の高いもの
- (2) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、特に学術的価値の高いもの
- (3) 渡来品で特に意義のあるもの

第2 水戸市指定無形文化財

次に掲げる無形文化財のうち、地域を理解する資料として公開及び学術研究等に活用が可能なもので、次の各号のいずれかに該当するもの

1 芸能

- (1) 芸術的価値の特に高いもの
- (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 流派又は地域的特色が顕著なもの

2 工芸技術

- (1) 芸術的価値の特に高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 流派又は地域的特色が顕著なもの

第3 水戸市指定有形民俗文化財

- 1 次に掲げる有形民俗文化財のうち、その形態、制作技法、用途等において地域の基盤的な生活文化の特色及び歴史的変遷を示すもので特に重要なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの
- (2) 生産、生業に用いられるもの
- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
- (4) 交易に用いられるもの
- (5) 信仰に用いられるもの
- (6) 社会生活に用いられるもの
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
- (10) 年中行事に用いられるもの

第4 水戸市指定無形民俗文化財

風俗習慣及び民俗芸能のうち、次のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において地域の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- (3) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (4) 芸能の変遷の過程を示すもの

(5) 地域的特色を示すもの

第5 水戸市指定史跡

次に掲げるもののうち、歴理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚、集落跡、その他生活に関する遺跡
- (2) 国郡庁跡、城館跡、戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内、その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設、その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、その他社会事業に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設、その他経済・生産活動に関する遺跡
- (7) 古墳、墳墓並びに碑
- (8) 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒のある場所

第6 水戸市指定名勝

次に掲げるもののうち、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の特に高いもの、自然的なものにおいては、風致景観が特に優れ名所となっているもの、あるいは、その形成過程が学術的に意義のあるもの

- (1) 公園、庭園
- (2) 橋梁、坂道、堤防等
- (3) 多くの種類の動物が生息する場所
- (4) 多くの種類の植物が生育する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 溪谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (8) 温泉
- (9) 丘陵、河川
- (10) 展望地点

第7 水戸市指定天然記念物

次に掲げるもののうち、わが国又は地域の自然を記念するもので、次の各号のいずれかに該当し学術上特に貴重なもの

1 動物

- (1) 地域特有の動物とその生息地
- (2) 学術上保存を必要とするもの及びその自生地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群集
- (4) 地域にとって特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社寺叢及びその生息地
- (2) 学術上保存を必要とするもの及びその自生地
- (3) 自然環境における特有の植物又は植物群落

(4) 地域にとって貴重な植物の標本

3 地質鉱物

(1) 岩石、鉱物及び化石の算出状態

(2) 地層の整合、不整合、褶曲及び衝上等

(3) 地震断層等の地塊運動に関する現象

(4) 生物の働きにより形成された岩石、又は浸食された岩石

(5) 洞穴、鍾乳洞等

(6) 温泉又は沈殿物とその分布区域の保護

(7) 風化及び浸食による景観の優れたもの

(8) 特に重要な岩石、鉱物及び化石の標本

(9) 地域の特色を示す地質現象を保持するもの

○水戸市地域文化財認定活用事業実施要項

（目的）

第1条 この要項は、本市の区域内に存する、地域で守り伝えられてきたかけがえのない文化財を水戸市地域文化財として認定することにより、市民が地域に対して誇りと愛着を持つとともに、認定した文化財を将来の世代に引き継ぎ、又は語り継いでいくことができるような環境を醸成することを目的とする。

（定義）

第2条 この要項において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能並びにこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（要件）

第3条 水戸市地域文化財の要件は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市民等の推薦があるものとする。

- (1) 本市の区域内に存するもの。ただし、無形文化財及び無形の民俗文化財はこの限りではない。
- (2) 地域が守ってきたもの又は地域を知るうえで必要なもの
- (3) 所有者等（有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物における所有者又は権原に基づく占有者及び管理責任者をいう。以下同じ。）又は保持者等（無形文化財及び無形の民俗文化財における保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。）をいう。以下同じ。）が明確であるもの
- (4) 成立後おおむね50年を経過しているもの
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）及び水戸市文化財保護条例（昭和51年水戸市条例第28号）の規定による指定又は登録を受けていないもの

（推薦）

第4条 水戸市地域文化財に推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、前条の規

定に該当すると認められる文化財があるときは、別に定める期間内に水戸市地域文化財認定推薦書（様式第1号）により、必要な書類を添えて、水戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に推薦することができる。

- 2 推薦者が所有者等又は保持者等（以下「所有（保持）者等」という。）と異なる場合は、推薦者は、前項に掲げるもののほか、水戸市地域文化財認定同意書（様式第2号）により、所有（保持）者等の同意書を提出するものとする。

（認定）

第5条 教育長は、前条の推薦があったときは、その内容を審査し、水戸市地域文化財に認定することができる。

- 2 教育長は、第3条各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるものについて、水戸市地域文化財に認定することができる。
- 3 教育長は、前2項の規定により認定をするには、水戸市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 教育長は、第1項又は第2項の規定により認定したときは、水戸市地域文化財認定通知書（様式第3号）により、推薦者及び所有（保持）者等に通知するものとする。

（助言）

第6条 教育長は、必要があると認めた場合又は所有（保持）者等からの要請があった場合は、水戸市地域文化財の修理及び日常の保存方法、活用手段に対して適切な助言及び情報提供を行うものとする。

（周知・活用）

第7条 教育長は、認定された水戸市地域文化財を水戸市ホームページ等で広く市内外に周知するものとする。

- 2 教育長は、学校の教育活動、水戸の歴史及び文化財に関するイベント等において、水戸市地域文化財の活用に努めるものとする。

（解除）

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を解除することができる。

- (1) 水戸市地域文化財としての価値を失ったと認められたとき。
- (2) 水戸市地域文化財として第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 所有（保持）者等から認定の解除の申出があったとき。
- (4) その他教育長が解除することが適当と認めたとき。

- 2 前項の規定による認定の解除には、第5条第3項を準用する。

- 3 水戸市地域文化財について、文化財保護法、茨城県文化財保護条例又は水戸市文化財保護条例により指定又は登録があったときは、当該水戸地域文化財は解除されたものとする。

- 4 教育長は、第1項の規定により認定を解除したときは、水戸市地域文化財認定解除通知書（様式第4号）により、所有（保持）者等に通知するものとする。

（所有者等の変更）

第9条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財について次の各号のいずれかに変更があった場合は、水戸市地域文化財変更届（様式第5号）により、速やかに教育長に届け出

るものとする。

(1) 所有（保持）者等に変更（名義変更を含む。）があったとき。

(2) 所有（保持）者等が住所を変更したとき。

(3) 水戸市地域文化財の所在地を変更したとき。

（修理等の届出）

第 10 条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財の修理若しくは現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、あらかじめ水戸市地域文化財修理届（様式第 6 号）により、教育長に届け出るものとする。

（滅失の届出）

第 11 条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財の全部若しくは一部が毀損し、これを亡失し、又は盗難にあった場合は、速やかに水戸市地域文化財滅失（毀損・亡失・盗難）届（様式第 7 号）により、教育長に届け出るものとする。

（経費の負担）

第 12 条 水戸市地域文化財の修理、復旧その他の管理の経費は、当該文化財の所有（保持）者等の負担とする。

（補則）

第 13 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。